



Japanese Welfare Society in Australia

Hope Connection Newsletter No.80

ホープコネクションニュースレター第80号 発行日2017年2月1日

発行者 Hope Connection Inc.

** Hope Connection Inc. はビクトリア州政府に登録の非営利非宗教の社会福祉団体です **

住所/郵便宛先 c/o Mi Care, 40 Grattan St. Prahran VIC 3181 電話(電話相談兼用) 0408-574-824

ホームページ: <http://www.hopeconnection.org.au>e-mail: info@hopeconnection.org.au

ホープコネクションからのご挨拶

みなさま、良い新年を迎えられたことと存じます。

昨年は、英国のEU離脱、アメリカ大統領選にトランプ氏が選ばれるという歴史的な事件がありました。いずれも予想外の結果でしたが、民主的な投票によって選択されたものです。その影響が実際に反映されるのは今年から。アメリカ第一主義を掲げるトランプ大統領、その言動は測り兼ね、軍事や経済の専門家といえども予測はお手上げのようです。結果、株価は常にも増して上がったり下がったり。日本は中国、ロシア、アメリカという3大国に挟まれて、アメリカという大樹にピッタリと寄り添っていますが、幹が揺れ動いては、これからの舵取りは一層、厳しくなることでしょう。また世界の

一隅で行われている宗教や民族の対立による殺戮、テロも止みそうにありません。今年の世界情勢から目の離せない年になりそうです。

さて、おひざ元に目を移すと、メルボルンの新年の幕開けは、何といてもオーストラリア・オープン・テニス。世界から集まった選手たちが緑のボールを打って競い合い、観客が一喜一憂する姿は平和だからこそ可能なものです。

平和を享受できる環境に感謝しながら、ホープコネクションでは、今年も皆様と共に、ボランティア活動を続けていきたいと思えます。3月11日(土)にはカルチャースクールを開催します。詳細は4頁をご参照ください。

ハーグ条約の概要と注意点

最近、日本人の国際結婚が増加してきていますが、それに伴い「子の連れ去り」が深刻な国際問題として注目されるようになりました。昨年11月には在メルボルン日本国総領事館で「子の連れ去り」に関するセミナーが開催されました。セミナーに参加したホープコネクションのメンバーが、セミナーの内容を参考にして、ハーグ条約の要点、注意点をまとめました。

これから国際結婚をする予定の方、国際結婚をしている方、海外で暮らしている方、これから海外で暮らそうとしている方で、現在または将来、夫婦間に問題が生じた場合に、子どもを連れて国境を越える際のご参考になれば幸いです。

ハーグ条約(正式名称は「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約: Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction」)は、国際的な子の連れ去りを防ぐことを目的として1980年に締結されました。締約国は2016年11月現在95か国(オーストラリアを含む)で、日本では2014年4月1日より発効しました。

ホープコネクション編集部

ハーグ条約は、次の2つのことを定めています。

1 国境を越えて不法に連れ去られた、又は、留置されている子どもを元々住んでいた国(常居所地国)に返還するための国際協力の枠組み。

2 国境を越えた親子間の面会交流の機会を確保するための締約国の協力。

対象となるのは16歳未満の子どもです。「子の連れ去り」とは、例えば、国際結婚をした夫婦が不仲になってしまった場合に、片方の親がもう一方の親の同意を得ずに子どもを外国に連れ去ってしまうことです。連れ去られた子どもは、違う国にきて、元の国に残されたもう片方の親や、友達、話していた言葉といった慣れ親しんだ環境から引き離されてしまいます。そこで、連れ去られた子どもの利益のために、子どもを常居所地国に戻すための国際協力の仕組みが「ハーグ条約」により定められました。

ハーグ条約のポイントは次のとおりです。

- * 子の国境を超えた不法な連れ去り等に適用されます。
- * 父親、母親、及び子の国籍は関係ありません。子が国境

を越えた形で不法に連れ去られていれば、日本人同士であっても適用される可能性があります。

* 返還の申立て手続きにおいては、親権や監護権の帰属については決定しません。

* 日本において条約が発効する前(2014年4月1日以前)に行われた子の連れ去り事案については、条約上の返還命令手続は適用されません。(ただし、面会交流については対象となります)

* ハーグ条約が適用されるのは、連れ去り先、連れ去り元の双方の国が、ハーグ条約の締約国である場合です。

* 子供の監護に関する紛争は、子どもの返還後に常居所地国で解決されます。

紛争の解決に向けた方法としては、次の3つがあります。

1. 当事者(又は代理人)による協議。
2. 裁判外紛争解決手続機関(ADR 機関)における協議の斡旋。
3. 裁判手続。

条約が適用される事案であれば、裁判所により子の返還が命じられるのが原則です。

返還の拒否が認められるのは、以下のような場合です。

* 連れ去りから1年経過後に申立てがなされ、子が新たな環境に適応している場合。

* 申請者が事前の同意又は事後の黙認をしていた場合。

* 申請者が連れ去り時に現実に監護の権利を行使していなかった場合。

* 返還により子が心身に害悪を受け、又は他の耐え難い状態に置かれる危険がある場合。

* 子が返還を拒み、かつ該当子はその意見を考慮するに足る十分な年齢・成熟度に達している場合。

* 返還の要請を受けた国における人権及び基本的自由の保護に関する基本原則により、返還が認められない場合。

DV被害や児童虐待を理由とする返還拒否の主張には、以下が必要になります。

* DVがあったことを裏付ける証拠。

* 常居所の保護制度を利用したことを裏付ける証拠。

* 常居所に戻った場合、再び暴力などを受ける可能性が高く、それが子への害悪につながることを裏付ける証拠。

上記の「証拠」の例として、次のものが考えられます。

保護命令／警察への通報記録／病院の診断書／外傷の写真／カウンセリング(精神疾患の治療)の記録／DVをメールなどで他人に相談した記録／在外公館への相談記録／DV被害者支援機関への相談記録

子どもを連れて出入国するときの注意点は、次のとおりです。

* 国によっては、子どもを連れて出入国する場合に、渡航同意書の提示を求められることがあります。また、あらかじめ裁判所に子どもを連れて出国の許可を求めなければならない国もあります。

* 日本人が日本を出帰国する場合は、渡航同意書を提示する必要はありません。

(「渡航同意書」とは、一方の親が子どもを連れて出入国することに、もう片方の親が同意していることを示す書面です。)

* 一方の親の同意を得ずに子どもを国外に連れ出すことが、実の子どもであっても、誘拐罪などの対象とされる国があります。その場合、その国に再入国したときに逮捕されることがあります。

そのようなことが起きないように、子どもを連れて出国を希望する場合は、その国の法律に詳しい弁護士に相談する必要があります。

外国で困ったことがあったら、その国にある日本の大使館、総領事館など(在外公館)に相談することができます。

在外公館では、以下のような支援を提供しています。

* 涉外家事事件に詳しい弁護士(可能な場合には日本語が通じる弁護士)、通訳・翻訳者、調停機関、面会交流支援機関、DV被害者支援団体の紹介

* 安全が懸念される場合の現地関係機関への通報・支援の要請

* 家庭問題に関する相談(相談記録を作成し、要請があれば相談者に提供しています。)

ハーグ条約についての詳細は、外務省領事局ハーグ条約室のホームページ [URL:http://www.mofa.go.jp/mofaj/index.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/index.html) をご参照ください。

ブルーム再々訪

福島尚彦

ブルーム訪問はこれで3度目。20年振りだ。最初の訪問は40年前だった。ブルームの日本人墓地には今回も行こうと思う。出発前に線香を一束買った。無宗教のボクが線香片手に墓参りするなんて初めてだ。余命僅少ジジイの南無妙法蓮華経だろうって?いやいや、あの墓地の赤土の下に眠ってる900余人の同胞に対する儀礼だよ。・・・いや、実は、ボク、今回もあそこに眠ってる女の子と話をしたかったんだ。名前も享年もわからない女の子と。

ブルームはすっかり変わってしまった。40年前、赤茶けた埃

っぽい未舗装の道を足を引きずって歩き回った田舎街の面影はもうどこにもない。いや、再訪した20年前だってまだブッシュに毛が生えたぐらいの街だった。それが今や西オーストラリア屈指の観光都市、屋根や壁の色が茶色かベージュに統一された家並みがこの地方独特のピンクに近い赤土にしっとり調和し、手入れの行き届いた花壇や生け垣が敷地を取り囲んでいる近代的なりゾートに変身してしまったのだ。変わらないのは抜けるような紺碧の空だけだ。

それにしてもブルームは暑い。朝が来て空にお日様が昇ると

またたく間に気温が上昇する。時には40°C近くになる。やっぱりここは熱帯だ。「よしっ」と気合を入れて、冷えたビールをグビグビグビッと一気に飲みしてホテルを出る。5分と歩かないうちにもう汗だくだ。バスの停留所に着く。ベンチに座ってバスを待つ。屋根が日陰を作っているので助かる。バスはなかなかやって来ない。そのうちに出がけに飲んだビールのせいかうつらうつらとなる。いや、い〜い気持ちだ〜……。ふと気が付くと隣に大柄な老婦人が座っている。横目でちらっと見るとどうやら先住民の血を引く女性のような。目が合う。老婦人はその瞬間を待っていたかのようにニコッと笑って話しかけてきた。

「日本人?」「えっ、そう、だ、けど、どうしてわかったの?」「わかるわよ、日本人は」「だって」「あのね、私のおじいちゃんって日本人なの」「冗談?」「ほんとよ。あなた、死んだおじいちゃんにそっくりだわ。私は会ったことないんだけど、うちにおじいちゃんの写真があるの。若いときの」「……」「おじいちゃんってラガーに乗ってたのよ」「ラガーって、あの真珠貝採りの?」「そうよ。おじいちゃんはパースで日本語の先生をしてただけで、おばあちゃんが好きになってね、結婚するお金を作るためにラガーに乗ったの。そして、ある時、無理して嵐の日に船を出したもんだから、ラガーと一緒に大波に吞まれて死んじゃった」「!……そう」「おじいちゃん、頭よかったんだって。お母さんが言ってた。お前が学校の成績がよくて大学まで行けたのもおじいちゃんのお陰だよって。おじいちゃんは白蝶貝を採るのも上手だったらしいの。他のパールダイバーの半分の時間で倍の貝を採ったんだって。お酒もギャンブルもやらなかったからお金が残ったみたい。お父さんもお母さんもおじいちゃんを尊敬してたからおじいちゃんの言いつけ守って、私を育てたんだって」「パールダイバーって日本の和歌山県から来た人たちの独壇場じゃなかったの?」「うん、プロのダイバーには太刀打ちできなかったけど、ラガーに乗って働いているとき、親切的なパールダイバーがおじいちゃんは見どころあるって、いろいろ教えてくれたらしいの」「ふーん……ところで、あなたは大学では何専攻したの?」「東洋史。でも、全然役に立ってない。大学で勉強したことは役立っていないけど、私のバックグラウンドが今大いに役立ってるのよ」「バックグラウンド?」「アボリジナリティーよ」「ああ、あなたは先住民」「そう」「で、先住民であることがなぜ今役に立ってるの?」「ヒント。少年犯罪」「?……あ、わかった。ドン・デイル少年留置所に入れられている先住民の男の子?テレビで見たよ。椅子に頭や手足を縛りつけられて虐められてる」「そう。今その子の面倒を見てるの。毎週留置所まで行って。その子の話を聞いてやったり、その子のために留置所側と交渉したり……」「ふーん、そうなんだ」「まだまだ白人の偏見が強すぎてね。特に政府の役人たちは最低。私たち先住民に対する差別や暴力があっても見て見ないふりよ。街の中じゃなくて留置所の中よ、あの子の場合は」「成るほど……そうかあ」「多文化主義のおかげでオーストラリアにはいろんな国の人が増えた。移民のエスニック・バックグラウンドも100ではきかない筈よ。それ

なのに、刑務所で服役している人たちの4人に1人が先住民だなんて信じられる?」「えっ、本当?いや、信じられない」「でしよう」「ふーん。でも、本当だとしたら、やっぱり何かがおかしい」

バスが止まった音がした。はっと目を覚ます。よろよろと乗り込む。あ、そういえば、あの老婦人はどうしたんだろうと思ってあたりを見回した。が、体重が100キロはありそうだった大柄女性、既に影も形もない。

バスが止まった。日本人墓地前だ。バスを降りた。見ると墓地は金網で取り囲まれている。20年前には金網なんてなかった。不安が胸をよぎる。ひょっとしてあの子に会えないかもしれない。門に入る。20年前に見た墓石たちが20年前と同じように並んでいる。よかった。昔のままだ。墓石はほとんどが高さが1メートル内外の自然の一枚岩。岩の表面には故人の姓名、享年、出身地などが刻印され、みんな威風堂々と立っている。が、ボクがここへ来る度に話しかけるのは、大きさが縦50~60cm、横30~50cmぐらいしかない砂岩墓石のひとつなのだ。どこにでも転がっていきそうな赤茶けた砂岩のかけらで作られた墓石たち。それらの表面には折れ釘かなんかでガリガリ引っ掻いたような文字が刻まれている。中には多分ガリガリが浅すぎたためか、文字がほとんど読み取れなくなってしまったものもある。かけらを継ぎ合わせて修復されたもの。どこかへ行ってしまったもの……。合計700余基あるという墓石の中で砂岩墓石はその1割にも満たない。刻み込まれた文字も少ない。

あ、あった!ボクが「やあ、また来たよ。あれからどうしてた?」と胸の中で話しかける女の子の砂岩墓石はまだ残っていた。

和歌山懸西台郡 瀬戸之娘之墓

線香に火をつけて墓前に置いた。「ありがとう……今度はいつ来てくれるの?」「さあ、いつになるかなあ……ボクももう年でさ、もう来れないかも知れない。あの世で会おうや」

福島尚彦 noel_1024@hotmail.com

参考までに、全豪日本クラブ1998年発行の『オーストラリアの日本人』には、20世紀初頭に西オーストラリア州に在留していた日本人女性166人のうち84人が自らの肉体を供しての出稼ぎ労働者、いわゆる「唐行きさん」であったとある。また、2007年発行のNeville Meaney著“towards a new vision”第2版P.91には1920年当時のブルーム在「唐行きさん」と思われる日本人女性4人の写真が掲載されている。尚、このストーリーに登場する老婦人は、2009年発行のBetty Lockyerの自叙伝“Last Truck Out”の主人公、先住民の母とパールダイバーであったインドネシア人の父との間にブルームで生まれ育った女性、すなわち著者自身をモデルにした。

ホープコネクションからのお知らせ

日本語電話相談 困り事・悩み事、お気軽に匿名でどうぞ

電話番号：0408 574 824 受付時間：木曜日 午前10時～午後3時まで

ご相談はEメール: info@hopeconnection.org.au でも随時受付けています。

お気軽にご利用下さい。

カルチャースクール 遺言状と遺産相続についてのセミナー

遺言状っているのかしら??

分かっているようで意外とよく分からなくなってしまう、ウィル（遺言状）とエステイトプランニング（遺産相続）について、エステイトプランニングのスペシャリスト、ドリュー・ラング弁護士をお招きしてお話を伺います。最近変更があった法律もふまえ、分かりやすくお話をさせていただきます。

当日は日本語通訳もつきますので、英語は苦手という方もお気軽にご参加ください。

講師：ドリュー・ラング弁護士

日時：3月11日（土）10時～12時

場所：Grattan Gardens Community Center, 40 Grattan St., Prahrn

参加費：5ドル（コーヒー、紅茶付き）

参加ご希望の方は3月9日（木）までに上記日本語電話相談まで、電話またはEメールにてお申し込みください。

チャイルドケア、駐車場（駐車スペースは先着順）をご希望の方は、申込の際にお知らせください。

シニア・サービス 鈴の会

ホープコネクションでは、毎週木曜日の午後プランにあるコミュニティセンターのミーティングルームで、シニアの方々を中心にアクティビティを催しています。参加資格無し。年齢、性別、国籍、すべて何でも結構。ただ、日本語が話せる方が便利かと……。参加費無料、参加申込の必要ありません。第2週のお茶会では日本語図書の貸出しもしています。このところ、麻雀好きの方が毎週木曜日に集まって1時半から4時30分まで卓を囲んでいます。腕自慢のみならず初心者の方も歓迎。第1木曜日3時からの麻雀教室では、伊藤修さんがボランティアでコーチをしてくださっています。

第1木曜日：書道教室、3時からは麻雀教室 & 手芸教室

第2木曜日：お茶会。3時から社交ダンス教室。

第3木曜日：パソコン自習教室 & 伊勢型紙教室。

第4木曜日：絵画教室。1時30分より（場所はアクティビティホール）

第5木曜日：コンピューター技術者根本雅之さんのパソコン講座。

場所：Grattan Gardens Community Centre 40 Grattan Street Prahran

日時：毎木曜日、午後1時から

参加費：無料

問合せ：上記のホープコネクション電話相談・メール相談へ

ご高齢または健康上などの理由で、車の運転や公共交通機関のご利用が困難な方には、会場までの送迎をご用意できる場合がありますので事前にお問い合わせください。

高齢者福祉制度に関する説明会 Neighborhood Seniors Club 主催

日本人移住者がオーストラリアで老後を迎え、自立した生活を続けるために、どのような支援があるか。現職日本人ソーシャルワーカーやケアマネジャーによる高齢者福祉に関する説明会。

第1回 2月12日（日）1時半～3時半 病院・医療制度

第2回 4月23日（日）1時半～3時半 在宅自立支援制度

第3回 6月18日（日）1時半～3時半 オーストラリアの後見人制度

場所: Kathleen Syme, Multipurpose Room 1, Library & Community Centre, 251 Faraday St., Carlton 3053

申し込み、説明会についての問い合わせ: nscagedcareinfo@gmail.com